

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方への対応について

1 基本方針

新型コロナウイルス感染症の影響により、納税資力が著しく低下している納税者が多数発生していると想定される。

このような状況を踏まえ、地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に施行され、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例が制度化された。

本区は、本特例制度等の猶予制度について積極的に周知、運用を図っていく。

2 徴収猶予の特例制度について

(1) 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は最長1年間、地方税(特別区民税・都民税、軽自動車税等)について徴収の猶予を受けることができる。この際、担保の提供は不要で、延滞金もかからない。

(2) 特例制度の対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(3) 対象となる税

令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する地方税(特別区民税・都民税、軽自動車税等)。

(4) 申請期限

改正法の施行の日から2カ月後(令和2年6月30日)、又は猶予を受けようとする地方税の納期限のいずれか遅い日まで。

3 その他の取り組み

江東区特別区条例施行規則に基づき、下記の①若しくは②にあたる場合には対象の延滞金を全額免除する。

- ① 納税者が新型コロナウイルス感染症に罹患した、若しくはその予防のために国内外で身体を拘束等されていた期間に納期限が到来する期別にかかる延滞金。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入に相当の減少があった場合において、令和2年2月1日から1年の間に納期限が到来する期別にかかる延滞金。

4 周知方法

4月中旬よりホームページ、SNS、区報等により周知。